

# 新ごみ中間処理施設の建設整備について

資料 5



新ごみ中間処理施設のパース（完成予想図）

# 1 新ごみ中間処理施設の整備について

現在、建設整備を進めている新ごみ中間処理施設については、ごみ処理広域化に伴い、厚木市、愛川町、清川村の3自治体により構成された厚木愛甲環境施設組合が主体となって取り組んでいるものです。

## (1) 厚木愛甲環境施設組合とは

---

### ア 神奈川県ごみ処理広域化計画

平成10年3月に神奈川県が策定した「神奈川県ごみ処理広域化計画」において、厚木市・愛川町・清川村の**3自治体が厚木愛甲ブロック**として、ごみ処理の広域化に取り組むこととされました。

### イ 厚木愛甲環境施設組合の設置

県の計画策定を受け、一般廃棄物（ごみ）共同処理のための処理施設を整備・運営することを目的とし、厚木市・愛川町・清川村を構成市町村とする「厚木愛甲環境施設組合」を平成16年4月に設置しました。

### ウ 組合の法的根拠

厚木愛甲環境施設組合は、地方公共団体の組織及び運営に関する事項を定めた地方自治法第1条の3、第284条に定められた特別地方公共団体です。特別地方公共団体は、市町村等が行う仕事の一部を複数の市町村等が共同で行う目的で設置する団体で、一部事務組合として地方公共団体の一つに位置付けられ、消防やごみ処理、火葬場の運営などを行っています。令和3年7月現在で約1,400の団体があります。

## (2) 新施設の整備の必要性

### ア 厚木市環境センターの老朽化

現在の厚木市環境センターは、厚木市のごみ焼却のほか、愛川町及び清川村のごみも受入れを行っています。焼却施設は、**昭和62年の竣工で、稼働期間が35年となり**、施設の建替えが必要な時期を迎えています。

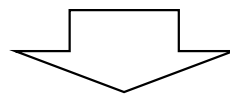
### イ 大規模災害への備え

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条の3の規定に基づき国が策定した「**廃棄物処理施設整備計画**」に**大規模災害時でも稼働不能とならないよう対策が求められた**ことから、施設整備に当たっては**十分な耐震性を持たせることが必要**になりました。また、災害時に発生する可燃性災害廃棄物の円滑な処理のため、**事業区域内に災害廃棄物一時保管場所を整備**します。なお、災害廃棄物一時保管場所は、平常時には皆様の憩いの場所となるよう「緑地のエリア」として整備し、共用利用できるよう開放いたします。

#### \* 大規模災害への対応

総合耐震計画基準 I 類（重要度係数1.5）の耐震安全性を備えた施設として整備。

「大地震後、構造体の補修をすることなく、建築構造物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能保持が図られている。」施設で市庁舎、消防署、病院、小中学校の体育館などと同様の耐震性を備えた施設です。



**令和7年12月の稼働を目指し、令和3年12月から整備工事を進めています。**

## 2 市町村と組合の役割分担

厚木市・愛川町・  
清川村の役割

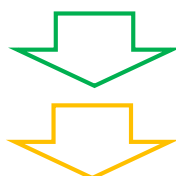
ごみの減量  
化・資源化

ごみの減量化・資源化対策は、  
各市町村の施策により実施します。



収集・運搬

収集・運搬は各市町村が行います。



中間処理

現在、新たに建設・整備している施設で  
ごみと粗大ごみ进行处理します。



灰の資源化

焼却処理後の灰は、民間企業に委託して  
資源化します。

厚木愛甲環境施設  
組合の役割

# 3 施設の概要

## (1) 建設場所

厚木市金田1610番地 1 ほか（環境センター北側）

## (2) 敷地面積 約5.5ha（①施設エリア：約1.8ha、②緑地エリア：約3.7ha）

## (3) 施設の構造・規模

ア 構造 鉄骨鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造）

イ 階数 地上6階建て、地下ピット階

ウ 延べ面積 約14,400㎡

エ 煙突高さ 80m

## (4) 施設概要

ア ごみ焼却施設 処理能力：226 t / 日（113 t / 日 × 2 炉）

処理方式：ストーカ式焼却炉

イ 粗大ごみ処理施設 処理能力 12 t / 日

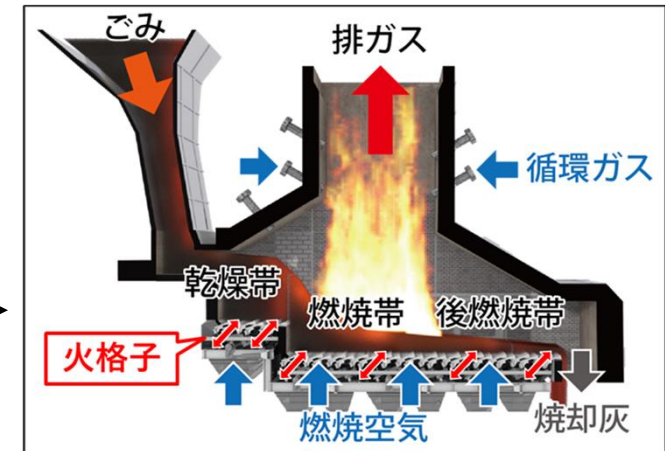
## (5) 施設の特徴

ア 最新の排ガス処理設備の導入により、厳しい自主規制値を設定

イ 地震対策及び浸水対策を施した大規模災害に強い施設

ウ 焼却灰の資源化を行い、リサイクルを推進

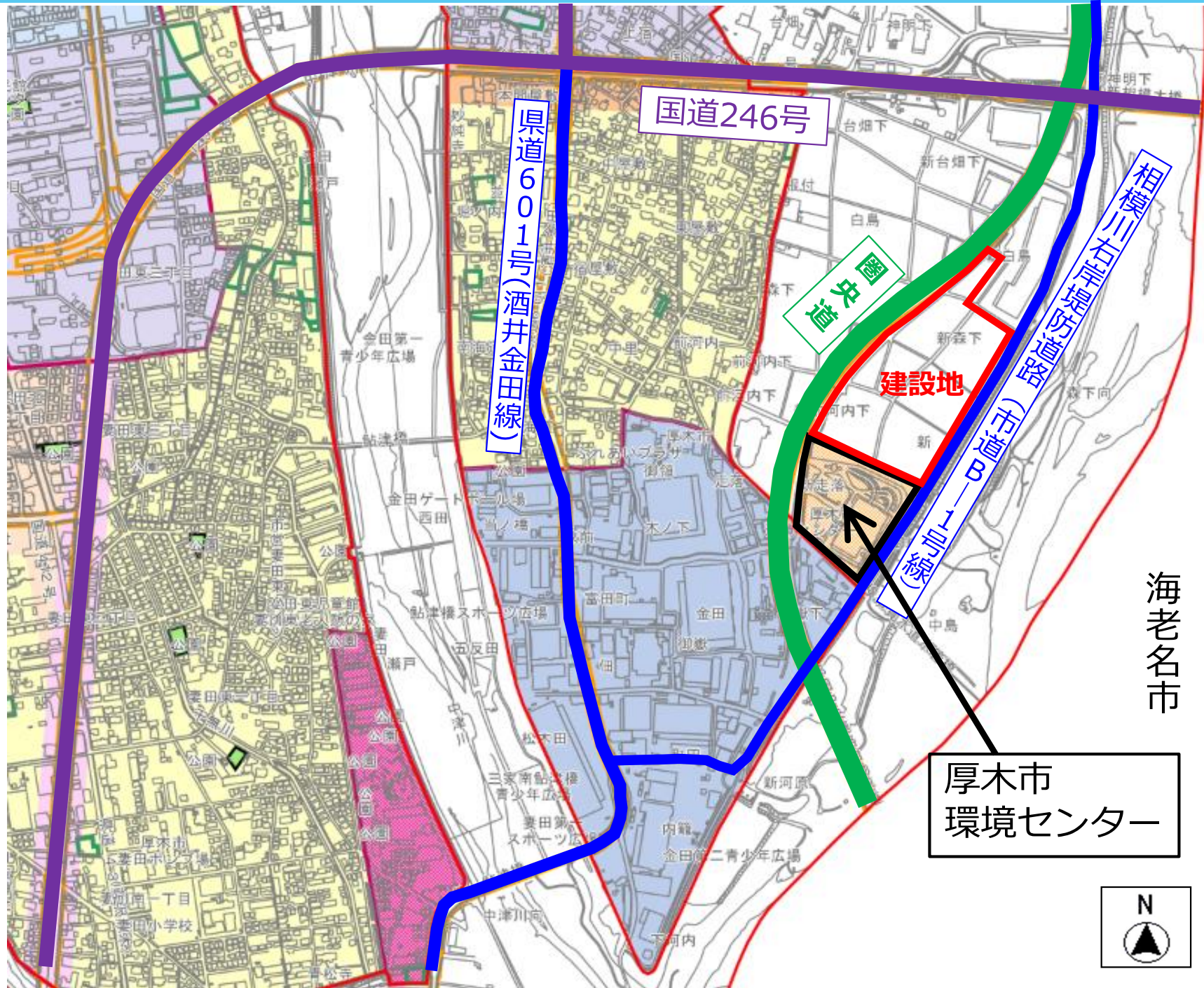
エ 高効率ごみ発電による再生可能エネルギーを活用



### ※ストーカ式焼却炉とは

火格子を並べた燃焼装置で、炉の下部から燃焼空気を送り、火格子が前後に動くことで、ごみと空気が効率的に接触でき、安定して燃焼させることができる方式です。

# 4 実施区域の位置





## 6 厚木市環境センターとの比較

| 項目          | 新ごみ中間処理施設         | 厚木市環境センター         |
|-------------|-------------------|-------------------|
| 焼却方式        | ストーカ式 焼却炉         | 流動床式 焼却炉          |
| 焼却能力        | 226 t/日           | 327 t/日           |
| 粗大ごみ<br>処理量 | 12 t/日            | 50 t/日            |
| 炉の数         | 2 炉               | 3 炉               |
| 煙突高さ        | 80 m<br>(航空障害灯あり) | 59 m<br>(航空障害灯なし) |
| 焼却灰         | 資源化               | 埋立処分              |



## 7 厚木市環境センターとの比較

| 項目                         | 単位                      | 法規制値                | 自主規制値   |
|----------------------------|-------------------------|---------------------|---------|
| ① ばいじん                     | g/m <sup>3</sup> N      | 0.04以下              | 0.005以下 |
| ② 硫黄酸化物 (SO <sub>x</sub> ) | ppm                     | 2427以下<br>(K値=11.5) | 10以下    |
| ③ 塩化水素 (HCL)               | ppm                     | 430以下               | 10以下    |
| ④ 窒素酸化物 (NO <sub>x</sub> ) | ppm                     | 250以下               | 20以下    |
| ⑤ ダイオキシン類 (DXNs)           | ng-TEQ/m <sup>3</sup> N | 0.1以下               | 0.01以下  |
| ⑥ 一酸化炭素 (CO)               | ppm                     | 100以下               | 30以下    |

※一酸化炭素：「ごみに係るダイオキシン類発生防止等ガイドライン」新設のごみ焼却炉に係る対策基準値とします。

※水銀：平成30年4月1日施行「大気汚染防止法」により、新規施設の排出基準【30μg /Nm<sup>3</sup>】以下を遵守します。

※上記以外については、「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」の規制基準を遵守します。

## 8 工事内容等

### (1) 施設整備方式

DBO方式（設計・施工・施設運営を一括して発注する方式でPFIの手法の一つです。）

### (2) 工事及び運営費：421億8,900万円

工事費：272億8,900万円

運営費：149億円（令和27年11月までの20年間の施設運営費）

### (3) 工事内容

#### ア 土木工事

(ア) すでに完了した工事 用水路付け替え工事、造成工事、上水道工事、雨水管工事

(イ) 継続中の工事 周辺道路工事、污水管工事

(ウ) 今後実施する工事 緑地のエリア整備工事（令和6年6月着手予定）

イ 建築工事 施設本体工事、煙突工事（いずれも工事継続中）

ウ プラント工事 継続中

### (4) 工事等発注者 厚木愛甲環境施設組合

### (5) 施工者 荏原・熊谷・小島・大野共同企業体

【共同企業体代表者】荏原環境プラント株式会社

【共同企業体構成員】株式会社熊谷組、株式会社小島組、大野建設株式会社

### (6) 施工監理者 八千代エンジニアリング株式会社